第３回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議の概要

日時：令和６年７月26日（金曜日）午後1時００分から午後４時0０分まで

場所：大阪府庁本館５階 議会特別会議室（大）

■会議の公開について

（事務局）

　本日の会議については、前回会議で委員の皆様にご承認いただいた通り、特定のホテル等の宿泊単価や宿泊人数など、事業者にとって経営上の重大な事項である情報を取り扱うことから、非公開にて開催させていただく。

■事業関係者からの意見聴取

（事業関係者：日本ホテル協会大阪兵庫支部　朝日事務局長）

宿泊税の見直しについて、シティホテルの事業者としての立場から意見を述べさせていただく。

１点目、現行の宿泊税の税率を値上げした場合の集客力需要に与える影響の有無、仮に京都市より高く税額を設定した場合の想定。および、税率区分の段階が増えた場合の事務負担について。

まず、現行の税率を値上げした場合の需要に対する影響は、シティホテルに限っていえば、現在の客室の平均販売単価から見て数百円程度の引き上げということであれば、需要に対しての影響は軽微あるいはほぼないと考える。ただし、ビジネスホテルについては、その単価はシティホテルに比べると低いので、宿泊税が数百円単位でも引き上げられた場合には、例えば神戸に流れていくなど、需要に対してのマイナス影響は当然出てくると考える。また、仮に京都市よりも高い税率が設定された場合、観光面での集客力等を考えると、観光客が流れていくだろうと考えられるため、引き上げるとしても京都市の税率が上限ではないかと考えている。

税率区分が増えた場合の事務負担については、税率区分の細分化や税率の変更も含めて、税制が現行から変更になった場合には、ホテルとしてはシステムを改修する必要がある。このシステム改修自体が既にホテルの事務負担ではあるが、逆にシステム改修を行えば、区分がさらに増えたとしても、事務的な対応ができるであろうと考えている。ただし、対応はできるが、ホテルの中での料金の徴収事務は、すべてシステムが行うわけではなく、フロントスタッフが手作業で行う作業が発生してるのが現実である。その中で、現行の３段階の税率区分であっても、徴収漏れや二重に徴収してしまうことなどが時々発生しており、その修正に労力が割かれている部分もある。そのため、ミスが生じやすいような複雑な制度変更というのは避けて欲しい。

次に2点目、現行の7,000円の免税点を撤廃・引き下げた場合の影響、および日々の生活の拠点として宿泊施設を利用している方の宿泊料金について。

免税点を撤廃あるいは引き下げた場合については、現在シティホテルの客室の単価は、ほぼ7,000円以上であることから、シティホテルについては、需要に対しての影響は、ほとんどないか軽微であると考えている。ただし、素泊まり7,000円未満の客室も多少は存在するため、免税点の撤廃ではなくて引き下げとなった場合には、免税点未満の客室を探すような動きは出てくるだろうと思うので、幾ばくかのマイナス影響はあるんだろうと考えている。また、引き下げなり、撤廃をすればホテルとしての徴収件数が当然増えてくるため、その分事務負荷も高くなると考えている。

あと、日々の生活の拠点として宿泊施設を利用してる方の状況については、我々ホテルにおいても、客室を毎日の生活の拠点としてお使いいただいている利用客はごく少数ではあるが存在はしている。ただ、その長期の宿泊者の宿泊料金については、はるかに免税点より高い状況であり、既に宿泊税をお支払いいただいてる状況であるため、税率の軽微な引き上げなどの制度変更が影響を与えることはないだろうと考えている。

3点目、現行の万博期間中に限定した修学旅行生の課税について、恒久化を求めるかという点について。加えて、修学旅行以外にサークル活動や部活動にまで制度を拡大するかについて。

まず、修学旅行の課税免除の恒久化については、協会員にヒアリングしたところ、この免除の趣旨は理解できるし賛同もできるとのことであった。また、事務手続きも、今の万博時同様の手続きであれば、大きな負荷はなく対応可能だということでありました。なお、既に対応いただけているが、現場や代理店間でのトラブルは回避したいことから、課税免除の対象となる修学旅行の定義は明確にして欲しい。

免税対象をサークルや部活動などの学生活動まで拡大するかということに関してはネガティブな考え方をしている。なぜかというと、まず、これらの活動の中では資料にあるような修学旅行と同様の利用はほとんどないというのが実情であること。また、ホテルを利用されるお客様は様々な理由・目的・事情があってご利用されているという状況にある中、学生のサークル活動に対して便益を与えるという論拠が、今ひとつ腑に落ちない。加えて、現実的に対象とする活動の判断が難しい状況が生まれるのではないかと思う。このような判断に迷うときに、現場でのトラブルや事務負担が増えるということも懸念されるので、免除範囲の拡大は避けて欲しいというのが考え方である。

4点目、宿泊税を活用してどのような事業を実施すべきかについては３点ある。

１つは、いたずらに拡大するということではなく、真に観光振興に効果があるようなものに絞っていただきたい。

２つ目は、宿泊税はホテル等が徴収を担っているが、そのためのシステム改修費や体制整備、フロントスタッフ全員への周知などの準備等々に要する経費について、費用をみて欲しい。

３つ目は、宿泊事業者は非常に人手不足であるため、人材確保への支援や、人材育成や教育研修などに対する支援があれば非常にありがたい。

最後に5点目、特別徴収義務者として事務負担軽減に関して大阪府に求めることについて。

これは繰り返しになるが、制度は極力シンプルかつ明快なものにして欲しいということが協会員ホテルの強い意見である。

数百室単位での客室を運営している関係上、お客様からの精算業務に複雑なものがあると、すぐに手続き待ちの行列ができてしまうというような状況が生じる。お客様を待たせるというのは非常に評価を下げる要因であり、ひいては大阪観光に対するネガティブな印象が残ってしまうことにつながるため、フロント待ちの行列をなくす・待ち時間を発生させないという観点から、制度は極力シンプルにしてほしい。可能であれば、例外的なものがない一律定額制が、徴収をする立場からすると一番実務を行いやすい。

また、繰り返しになるが、税制度改正に伴うシステム改修や人員体制の整備にかかる経費について、支援をいただきたい。

以上、シティホテルの事業者としての立場から意見を申し上げたが、最後に、宿泊税を財源として観光インフラを整備していくことについては、ホテルは受益者でもあることから、有用な制度だと理解している。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

まず、全国の旅館の意見を紹介させていただきたい。６月に全国総会があったが、そこでは宿泊税の使途に関することが一番の話題となった。使途については、宿泊税は法定外目的税であることから、観光のためにのみ使うべきであり、またその点を明らかにして欲しいということが我々の意見。背景としては、我々温泉地の旅館は、これまで市町村税として入湯税を徴収してきているが、この入湯税については、地域によってはかなりの割合が観光以外に活用され、通常の税収と同じように扱われてしまっていることが多い。この反省から、それぞれの地域で宿泊税を作るにあたっては、その使途を我々特別徴収義務者に対しても説明して欲しいという意見が大勢であった。

大阪府においては、宿泊税を導入して７年を迎えている。導入当初から宿泊税を徴収しているが、数百円の話であるからかもしれないが、これまでお客さんとのトラブルやクレームはほとんどないという点は報告させていただく。

大阪府に関しては、今皆さんもご承知のように、海外からのお客様が大変多く、私が経営する大阪市内から1時間ほどかかる温泉地でも、昨年度年間で5,000人、全体の約16％が外国の方ということであった。しかし、2016、2017年には1万人が来ておられましたので、まだ、全て戻っている状況ではない。

ただ、大阪市内は、稼働が90％、95％ということで、2019年以上の売り上げ、また、それぞれの施設が値上げもしているので、売上が増している状況であると思う。

また、現在ヨーロッパや京都市などはオーバーツーリズム状態で、観光客は来てくれるなというような風潮が一部にある。大阪でそれがないのは、おそらく地下鉄が整備されており、それを用いて観光客が移動するので、京都のバスにのれないといったような風景は出てこないのかなと思っている。

宿泊税に関して、1点目として税率に関してだが、ホテルは素泊まり料金を簡単に出せると思うが、我々旅館は1泊2食付きのプランが前提であるため、以前よりお伝えしている通り、宿泊税を徴収するために、宿泊料金から夕食料金・朝食料金を引いて、素泊まり料金を出さないといけない。そのため、ぜひ税率区分のない一律定額制での改定をお願いできればと考えている。

あわせて、免税点の引き下げに関しては、資料にも対比があるように、京都市は1円の宿泊からから、全て集めるというスタイルであるがゆえに、大阪府と京都市でかなりの税収額の差が出てきている。私の意見としては京都市と同じような形で、１円の宿泊から税金を集めるという方が、我々としても徴税事務がやりやすい。免税点をなくすことに関しては、民泊に対しても宿泊税を課す、というところが一つの目的でもある。大阪の場合は、特区民泊や新法民泊が非常に増えてきている。これら施設に対して宿泊税がかかっていない現状は、大変我々は不公平に思っている。その点にも配慮した制度としていただきたい。

ただ、日々の生活拠点として簡易宿所に宿泊されている方々に関しては、十分な配慮が必要であるとは考えている。簡易宿所の団体は、全都道府県にはなく、その団体があるのは大阪と東京と多分埼玉、この3県だけのはず。特に、大阪には、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合という組織もあるので、そういうところへの配慮は十分にしていただければと思う。

とにかく、免税点を下げるのは私としても了解である。ただ、税率を段階的に設けるというのは、ぜひ止めてもらえないかと考えている。

課税免除制度に関してだが、京都市は修学旅行に関しては全て免税。ただし細かい話になるが、例えば随行する先生であったり、カメラマンであったり、乗務員・添乗員であったり、随行者から税金を徴収するとなると、逆にまた事務が複雑になるなと感じている。以前お話ししたかもしれないが、府税ではないが、市町村税の入湯税に関しては、明確に12歳以下は、免除するということがうたわれている。あわせて、今はそういう複雑なことをしていないが、以前は修学旅行に関しては学校の校長先生が、それぞれの市町村に免税願いを出されるというような作業が発生していた。

あと私の立場としては、今は約350会員が大阪府でいるが、ほとんどがホテルの形式で旅館は少ない。そのため素泊まり料金計算の問題に関しては、それほど皆さんには影響のない問題ではあるが、とにかく特別徴収義務者としては税金をシンプルで簡単な形にして欲しい。私からのアイディアとなるが、以前からお伝えしている通り、なかなか難しいかもしれないが、第1案としては、ギリシャのような形で、1部屋いくらという部屋単位が、我々にとっては大変シンプルな方法と考えている。それに加え、これは初めてお話しすることとなるが、宿泊税ができた際の大きな目的として、当時海外からもインバウンドのお客さんが大変多くなって、外国からのお客さんの環境整備を目的にすると、いうような話があったと記憶している。我々宿泊施設は、警察から外国人が宿泊する場合は、パスポートのコピーをとることが義務付けられていることから、我々は外国人の宿泊者を把握することができる。ここまでできるかは別であるが、外国人の環境整備という目標を考えると、外国人からのみ宿泊税をとり、それを明確に外国の方のための環境整備に使うということにすれば、日本人のお客さんが、なぜ外国人の環境整備のために自分たちが税金を支払う必要があるのかといった不満もなくなるだろうし、日々の生活拠点として簡易宿所を利用されている方の問題に関しても、クリアできると思う。思い切った考え方ではあるが、できれば今回の改正により、大阪府が全国のモデルになるような改定をお考えいただければありがたいと思っている。

加えて、システム改修についてであるが、宿泊税導入時に説明を受けた簡単なペーパーに、システム改修費が4億と記載があったが、これは当然特別徴収義務者のシステム改修に対しての配慮かなというふうに私は理解しました。ところが、結果としては、庁内のシステム改修費の予算が4億円ということであった。対して、我々特別徴収義務者に対してのシステム改修費は全く支援がなく、それぞれの施設が改修費を負担したという記憶がある。ぜひ、今回の改正により特別徴収義務者に生じるシステム改修に関して、支援を検討いただければありがたい。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

今回の制度改正の内容によっては、一番大きな影響を受けるのは簡宿組合かなと考えている。

簡易宿所組合の成り立ちから、日雇い労働者の方や、日雇い労働者をリタイアされて年金で生活されている方の住居という点を大きく担っている、多くの施設を組合員として抱えているので、宿泊税の免税点7,000円の見直しは明らかに反対である。

これは、先ほど述べたように、簡易宿所は成り立ちが全然違うためである。宿泊税の使途は大きく観光に使われている点は十分理解している。だからこそ、日雇いの労働者の方などから徴収した税について、その方々のために使われるような使途がない限り明確に反対である。その方から取ってその方の利益につながらない税金っていうのはあり得ないと思っている。

税率の区分の階段に関しては、できる限り不公平感をなくしてほしい。大阪いらっしゃいキャンペーンにおいて、一時期宿泊料金に対する一定割合での還元策が行われた際に、高級ホテルのほうが還元額が高くなるため、お得だよということで、宿泊客のほとんどが宿泊料金が高い施設に泊まるようなことがあった。

税率の件で言い換えれば、この7,000円以下のところで、例えば京都市より高い300円、極端に言えば500円になった場合、大阪の簡易宿所で泊まられている方、一泊例えば2,000円で泊まれる方が、税金加わって2,500円になりますよとなった場合に、2,000円から2,500円と一気に何パーセントの値上げなんですかというような話となる。一方で、2万円のホテルでプラス500円がついただけって話になるとちょっと500円増えただけということで、簡易宿所の場合と大きく話が異なる。このような不公平感というか、どのような宿泊内容のところにどれだけの税金が課せられるのか、宿泊料金に対する割合といった点も、しっかり考えていただきたい。

その点を考慮いただければ、税率区分の階段が何段階であっても、それに関しては特にこちらから申し上げることはないと思っている。

課税免除の件は、ホテル組合の方もお話しされていたが、修学旅行についてはその定義をきちんとしていただければ問題ない。

一方で、修学旅行以外の部活動やその他大会等については、簡易宿所にも泊まっていただいてる団体もあるが、これは免税していいのか、免税しては駄目なのかという判断が非常に難しい。大学生がまとまって遊びに来ているのか、何かの大会に出ているのかいうことに関して、現場でその団体に確認をしないといけないような事務作業も生じるだろうし、これは大会ですか、遊びですか、レジャーですかという確認・判断が現場では難しいのではないかと思う。

民泊に関しては、旅館組合の方がおっしゃる通り、私も同じように税金をかけるべきだと思う。特に、特区民泊に関して言うと、そもそも観光目的の方を泊めるための民泊であるので、取らない方がおかしいのかなというふうに感じる。

特別徴収事務の軽減に関しては、システム改修は1回改修すれば済むところもあるので特段構わない。一方、現状で言えば、毎月の納付、毎月の報告というのが、少し手間である。できれば、6ヶ月に1回程度、まとめての報告であったり、まとめての納付という形にしていただければと思う。また、報告の内容について、7,000円以下の人数を記載する欄があるが、何のために必要なのかわからない、徴収対象の方の人数だけでは駄目なのかなと思う。極端な話、軽減という考え方であるならば、必要最低限の情報だけを集計して提出をさせていただきたい。5分、10分の作業の話になるかもしれないが、我々は民間で人件費をかけてやっていることであり、コストが発生している話になるので、本当にミニマムで報告する内容に変えていただければと思う。

（福島会長）

皆様ありがとうございました。

ここで、事業者の皆様と委員の間で、質問も含め意見交換をさせていただきたい。

私から１つ、システム改修費について、私は導入時にも支援が行われていたと思っていたが。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

府から提示された資料にあったシステム改修費用は額も大きかったので、特別徴収義務者のための予算かなと思っていたら、後で聞いたら、庁内のシステム改修の費用であったということで、ちょっと愕然とした覚えがある。

（福島会長）

特別徴収義務者のシステム改修費に対する支援がない点は問題があると思う。事務局に質問だが何か検討できないか。私の意見としては、この点については支援が必要と考える。

（事務局）

　制度導入時の経過は不明であるが、特別徴収義務者のシステム改修のための支援はなかったようである。ただ、今回仮に大きな制度改正になれば、ご意見をいただいたので検討は進めたい。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

今の話で言うと、これまで宿泊税の対象ではなかった施設が、昨今のインフレで、宿泊料金が上昇し、急遽対象になることも生じている。今回もし何か支援策を行うのであれば、そのタイミングだけではなくて、先ほどのようなケースや新規開業などもあるので、恒久的な支援策とし、都度申請すれば支援が行われるような形にしていただければ非常にありがたい。

（福島会長）

私からもう１つ、徴税事務にかかる報告書について、宿泊料金が7,000円未満で免税される人数も報告が求められるのか。個人的には、データが欲しいなら、必要なときに調査すればよいのではとも思うが。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

簡宿組合の加盟店からよく聞くことは、報告書は毎月1日から31日まで個別記載となっている。加盟店の多くは7,000円を超える宿泊料金は稀でゼロの日もかなりあるが、対象の人数を300円0（人）、200円0（人）、100円0（人）、免税が50何人というような形の集計を毎日やらないといけない。本当に意味がなくて、1ヶ月で対象になる日が1日2日しかないのに、残りの28日は7,000円以下の人数を集計しないといけないという業務が発生すると。意味があればややるが、意味がないのであれば削除していただければなと強く思う。

（福島会長）

その他、これは改善して欲しいといったようなことはあるか。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

1ヶ月ごとの集計を6ヶ月にして欲しい点、加えて、報告書は旅館側が切手を用意して出さないといけない運用のはず。そこはせめて、役所の方が、住所を書いた封筒を事前に配って、これで送ってください、料金はこっちが持ちますと。それぐらいのことは行ってほしいと思う。

また、一番最初に制度が始まった頃に、我々も不慣れである旅館がゴールデンウィークの関係で、納付が遅れたと。数日だと思うんですけど、それに対して、追徴の課税がかかったと。そういうこともあるので、できれば納付期限のスパンを長くして、半年に1回もしくは3ヶ月に1回の報告にしていただければ大変ありがたいと思う。

（福島会長）

行政も特別徴収義務者も、お互いが業務の効率化ができる余地があるのではないかと感じた。

もう1点、警察の依頼により外国人のパスポートのコピーを取っているとのことだが、これは治安関係の問題によるものか。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

そのはずである。

必ずコピーまたはスキャナをとり、警察からの問い合わせがあれば、開示しないといけないというふうに決まっている。このため、ホテルでも簡宿でも旅館でも、宿泊者が外国人か否かは確実に把握することができるはず。

（田中委員）

今後の制度設計を考える際の参考に質問させていただきたいのが、免税点に関する話。

少なくとも理論上は、免税点や課税免除は入れる必要はない。しかし、一方で、例えば日常生活で簡易宿所を利用されてる方に、それこそ宿泊料金2,000円のところに300円とか500円を税として課すことは、常識的に考えて問題があるっていうのは、おっしゃる通りだと思う。

そういう意味で、例えば大阪府の場合には、当初1万円であった免税点を7,000円に下げた。これを、例えば5,000円に下げるとした場合、特に宿泊者に与える影響について、簡宿組合の山田理事はどのように考えられるかをお聞かせいただけるとありがたい。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

今のご質問でいえば、5,000円という考え方になれば、5,000円×30日で15万円になるが、これが現行の大阪府の家賃と比べてどのようなものかという考え方でいいのかなとか、個人的には思っている。よって、15万円の家賃のところに住んでおられるような方が大阪府にとって、高いのか安いのか、配慮が必要な方の住居なのかという考え方であればいいと思う。

（田中委員）

わかりました。もう一点、例えば5,000円に免税点を下げた場合、今までは宿泊料金が6,000円だった施設が特別徴収義務者となり、徴税事務を行うことになる、対象施設が広がるという点が、事業者に与える影響についてお聞かせいただきたい。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

その点については、特に影響はないと思っている。

私どもの組合が危惧しているのは、本当に住居として住まれている方、そこを本当に家という形で住まれている方に対しての税金を取るのか取らないのかっていうところが大きな問題と考えている。観光客を相手にしている簡宿さんが、例えば6,000円で客室を提供していて、今までは対象にならなかったけれども、5,000円に引き下げられることによって対象になる、これは仕方がないことだと思うし、そのような施設に宿泊されてる観光客から1日につきいくら取るというのは当然の話だと思う。

（清水委員）

住居として泊まられる方と観光客の区別はつくのか。事前に大阪府に聞いたところ、その区別はなかなか難しいとのことであったので、はっきり区別がつくものなのかお伺いしたい。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

現場の人間であれば、基本的には区別はつくが、この方はなぜ住居扱いでこの方は住居ではないのかという説明は非常に難しいと思う。この方はうちでずっと泊まっていただいて、もううちを家として住んでおられる方だけれども、次新しく入ってこられる日雇い労働者の方は宿を転々とされる方もおられますので、そういう方が入られて1週間経っているけれども、この方はずっと住むのか、いやそれとも宿泊者なのかという判断は非常に難しい。さらに言うと、極端な話ですが、大阪府の方から、この方は観光客でなく住居者なんだということの説明を求められた場合、その定義が明確でない。そういう点から言うと、事業者は毎日接している方に言うと区別はつくが、客観的に見て区別がつくのか、説明できるのかと言われると、それは非常に難しいと思う。

（山口委員）

感想を２点述べた上で、質問を２点させていただきたい。

感想の１点目は、シンプルな制度を望まれつつも、シンプルにしすぎると反動もあると確認できたことである。山田常任理事のお話も受け、改めて制度設計は慎重かつ適切に行わなければならないと認識した。もう１点は、宿泊税率を宿泊料金からパーセンテージで算定することに否定的な印象は抱かれていないと感じた。税率は、現制度のように階段状のカテゴリーを作ることで適正に徴収する考えとは別に、パーセンテージでの徴収を行うようにすれば、為替相場の変動に応じて妥当な額を徴収することができるし、免税点を変えても税額をパーセンテージが固定する方針とすれば、柔軟かつ安定的な運用に向けた新たな道が開かれるのではないか。

質問の一つ目は、先ほど朝日部長がおっしゃっていた、二重徴収など事務で生じるミスはどうすれば減るかである。宿泊施設は直接予約に加えてウェブ経由や代理店など多岐にわたり、精算方法も現地精算など支払い方法も多様である。そのような中、どうルール作りがなされれば、フロントでのミスやお困りごとがなくなるのかご意見をいただきたい。もう一つは、先ほど岡本理事長がおっしゃられた、外国人の把握の話である。例えば、日本での永住権を持っていらっしゃる方やアメリカで永住権を持っている日本人にはどう対応するのか、そもそも外国人の判断は自己申告なのか、フロントでパスポートが提示されれば外国人として扱うのか、など伺いたい。先ほど、簡易宿所では住居として宿泊されている方との区別が難しいのと同じように、外国人の区別も難しいように思われる。よって、制度の見直しにあたって新たな条件やルールとして盛り込んだ方がいい点があればぜひお示しいただきたい。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

今おっしゃったように日本に永住してる外国人とか、一般的にはそういう方はパスポートの提示はされませんし、とにかくパスポートの提示をされた方から取るというシンプルな方法で対応している。先ほどからお話が出てる、簡宿の問題も、簡宿でも外国人がすごくたくさん泊まっておられますから、パスポート提出されたから徴収すると、これ大変我々にとってもやりやすい方法かなと思います。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

税率をパーセンテージで設定する話ですが、システム改修という話が出ていますが、簡宿組合ではまだ手作業でやられてる方も非常に多く、そういう方に金額に関してパーセンテージで税額の計算を求めることは、個人的には非常に難しい業務になってくるのかなと思う。そのため、パーセンテージ的な考え方を持っていただくのは非常に大事だとは思うが、今の現状の制度のような階段で一律いくらというような形をとっていただく方が、事業者としてはやりやすいのかなと思う。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

パーセンテージでの税率設定の話は、長野県の理事長と話していた中で、とにかく簡単にしたいという一つの流れの中で上がった話であり、我々大阪の組合の立場としては、現在はどちらかというと賛成ではない。

（福島会長）

基本はとにかくシンプルな制度にするという感覚ですね。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

特別徴収義務者の負担を減らしてほしいということが主な意見。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

もう一点、パスポートのところだが、言われていることは非常によくわかりますし、それができるのであれば、非常に良い話かなとは思う。一方で、来ていただく段階で、宿泊者からいただく料金は決定しておきたいというのが、個人的にはある。パスポートを出す・出さないによって料金が変わってくるということは、システム上登録している金額を変更したりなど、様々な事務作業が発生するので、その時々で現場で判断することは非常に難しいし、混雑するときは大変お客様にもご迷惑をかけることになる。外国人の判断方法や負担を求めることについて、今回の宿泊税に関する理にかなった考え方だとは思うが、それをやるにあたっては、その現場で確認をした上で金額が変わるというような内容にならないように制度設計していただければ非常に助かる。

（藤田委員）

岡本理事長からギリシャのように1部屋いくらというのもありではないかというお話があったが、海外へ行くと、1部屋いくらという客室単価になっていて、そこに何人泊まっても料金は一緒というケースもある。日本でも税率を1部屋いくらというほうが、今の定額制よりも、どちらかというとシンプルになるという認識でよいか。

（事業関係者：大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合　岡本理事長）

宿泊税について、１部屋いくらというのは、先ほどからお伝えしている通り我々の負担はすごく少ない。ただ、日本で使うのは難しいかなという印象はある。宿泊税制度を簡単にするために提案させていただいたもの。

（事業関係者：日本ホテル協会大阪兵庫支部　朝日事務局長）

先ほどパスポートの確認の話があったが、数の問題があり、10、20の客室数の施設であればできる作業であっても、500を超える客室を持つ施設となってくると、大混乱してしまうという状況があるので、そういった意味でも、宿泊税制度は単純明快にシンプルにお願いしたい。

（事業関係者：大阪府簡易宿所生活衛生同業組合　山田常任理事）

私の方からも、システム改修等の話がでるが、本当に20室とか30室を一人で運営されていて、手作業で事務をされている方がいるので、重ね重ね、本当にシステムに頼るような話ではなくて、シンプルな制度設計にしていただければ非常に助かる。

（福島会長）

今、現場の皆さんも本当にご苦労されている。

お話いただきましてありがとうございました。

多くの貴重なご意見もいただいたので、ぜひ今後の検討会の参考にさせていただきたい。

本当にお忙しい中、どうもありがとうございました。

※事業関係者　３名ご退出

（福島会長）

続きまして、前回の会議で事務局に依頼した、宿泊税の使途にかかる関係団体の意見照会について、事務局に集約してもらっているので発表をお願いしたい。

（事務局）

　宿泊税の使途にかかる関係団体の意見照会の結果についてご報告させていただく。

まず、鉄道事業者様からの意見。

・ 鉄道駅におけるAIを活用した多言語対応の案内端末の設置

・ オーバーツーリズム対策への取組みとして、多言語対応タブレットの導入、

コンシェルジュの人件費

・ 旅行者のシームレスな移動を支えるMaaSを促進するため、QR対応機器やシステム等の

導入、データ連携

・ 鉄道駅における利用客の安全を確保するためのAIカメラの導入

・ 乗継等の案内サイン表示のランニングコスト

これらに対して、宿泊税による支援を挙げられている。

次に、大阪観光局から、大きく５つの項目について意見をいただいている。

・１つ目は、観光DX・SDGsとして、観光客の増加に伴う社会問題への対応。

 　取組として、Wi-Fi環境の整備や、観光アプリの機能拡充、手ぶら観光サービス などを

挙げられている。

・２つ目は、データマーケティングの推進として、持続可能なマーケティング体制の構築。

 　取組として、EBPM（データに基づく政策立案）に向けた各種データの購入、関空出口

調査、マーケティング専門人材の確保を挙げられている。

・３つ目は、海外プロモーションとして、欧米豪や新規市場への認知拡大、リピーター向け

プロモーション。

 　取組として、世界各地へのプロモーションや海外メディアの招請、ファムトリップ、

海外有名旅行誌への出稿、ウェブサイトプロモーションをはじめとした

デジタルプロモーション などを挙げられている。

・４つ目は、富裕層対策として、ラグジュアリーネットワークの構築、受入環境整備。

 　ラグジュアリーマーケットへの参画やコンソーシアムの誘致、プロモーションツールの

制作やコンシェルジュの育成などを挙げられている。

・５つ目は、MICEの戦略的誘致として、MICE戦略の目標達成に向けた体制構築。

 　MICE誘致助成金の増額や、大規模会場の整備、専門人材の確保を挙げられている。

次に、大阪商工会議所から、大きく３つの項目について意見をいただいている。

・１つ目は、安心・安全、快適性の確保のための施策。

 　 取組として、ゴミ問題への対応や警備、駐輪対策、中小企業・小規模事業者にも

利用しやすいDX化、周遊促進の取組、昨今の災害や異常気象などを踏まえ

コールセンター対応などを挙げられている。

・２つ目は、多様な魅力発信の施策。

取組として、なんば駅前広場等に来街者が写真を撮りたくなるような景色の整備、歴史・

文化・芸術への支援などが挙げられている。

・３つ目は、多様性、持続性への取組強化のための施策。

 　取組として、ベジタリアン、ヴィーガンに対応した食の環境整備、海外の富裕層を意識した

SDGsへの貢献、プラスチック削減のための給水スポットの整備を挙げられている。

なお、これら意見については、事業者から寄せられた声をまとめていただいたものであり、

大阪商工会議所として機関決定した意見ではない点はご留意ください。

最後に、日本旅行業協会からの意見。

・ 外国人旅行者の安全確保に向けた情報集約のプラットフォームづくり

・ 百舌鳥・古市古墳群の魅力発信

・ 観光地への案内の多言語化

・ 手荷物預かり所の増設

・ 大阪市内に集中する観光客を分散させる取組

・ ビジターセンターの設置

・ MICE誘致

・ 観光人材の育成

・ 万博を契機とした周遊型ルート、観光地の開発

これらに対して、宿泊税による支援を挙げられている。

以上が関係団体からのご意見となる。

（福島会長）

ありがとうございました。

各業界の皆さん方から意見を得ましたので、後ほど宿泊税の充当事業に関する議論を行う際の参考にしたいと思う。

**■宿泊税に係る制度の在り方等に関する調査審議**

事務局より資料１～７について説明後、欠席委員（片岡委員）の意見を事務局から紹介。その後、事務局も交えて意見交換。

（片岡委員：事務局よりコメント紹介）

・免税点の引下げについて、小規模事業者が新たに特別徴収義務者となり、徴税コストがかかることは十分に理解できる。

・また、大阪という立地特性を考えたときに、免税点を引き下げることで、他府県へ宿泊客が逃げる可能性があるのではないか。ボリュームゾーンを見ると、7,000円以下の宿泊客で、そこに対して新たな課税をすることで、他府県に宿泊客が流れることがあるのでは、と少し心配している。

・一方、行政需要を満たすため、応能の考え方で高い宿泊料金を支払う方にもっと負担していただくべきと考えていたが、税収効果としては薄いと理解。ただし、「観光に関する環境を整備するための財源とする」ことをよく理解いただける層ともなるため、税収額の多寡に関わらず、この部分の徴収額増は方向性として比較的容易ではないか。

（清水委員）

　先ほどの事業者の方々からの意見を聞いて、やはり特別徴収義務者の負担を軽くすることが必要で、そのためにはシンプルな制度をめざしていくことが重要であることがよくわかった。

　資料２について、前回より良くなったとは思う。しかし、どのように使ったかという点の記載はあるものの、やはり評価の部分の記載が弱い。例えば、宿泊税の使途が観光客からどのような評価を受けているのかといった内容の記載が欲しい。今後に向けての提案にもなるが、そのためには、施策やプロモーションの効果検証のために、お金と時間もかかるとは思うが、モニタリングを導入していく必要があるのでは。あわせて、本日の事業者アンケートやヒアリングも継続していただきたい。

　今日の論点の１つに免税点があると思うが、これから必要となる施策を行っていくためには、免税点が7,000円のままでは難しいと思う。

（福島会長）

清水委員の効果検証に関する指摘は、今からできることは限られているかもしれないが、なにか対応できそうか。

（事務局）

ご指摘いただいたモニタリングについては、非常に重要であると思う。一方、宿泊税充当事業については、モニタリングしにくい事業も多い点はご理解いただきたい。その中で、例えばトラベルサービスセンターであればお客さんからアンケートを取っていたりもするので、限られるとは思うが、答申の中には、工夫のうえ記載できるよう検討していきたい。

（田中委員）

資料３の６ページと７ページについて、右肩上がりになる運用イメージの考え方などについて、詳細を説明して欲しい。今後も観光客が右肩上がりに増える見込みの前提で、それに伴い宿泊税収も行政需要も右肩上がりになるということを説明しているだけのものと見えなくもないが。

　また、この資料の内容を受けて資料５の税収シミュレーションをどのように活用すればよいのかも説明いただきたい。

（事務局）

当資料については、前回会議で複数年の事業規模イメージを提示してほしいという指示も受けて検討したもの。あくまで運用イメージであり、年度毎の金額が固まっているわけではないが、基本的には80億円の事業規模が必要であると我々は考えている。

ただ、今後５年間の事業規模で考えたときに、新規事業３にあるMICE誘致であれば、すぐに大型MICEを誘致できるとは考えづらいため、大きな事業費が必要となるのは施策を始めてから早くても２～３年後と考えている。また、新規事業４にあるハード整備については、事業序盤は設計業務となることから、事業費が少額であるものの、後年度は整備工事となるため大きな事業費が必要となる。これらのことを勘案した結果、R12年度まで右肩上がりの事業規模、R12年度以降は各種事業も軌道にのることから、80億円規模の事業規模が続くとした運用イメージを提示させていただいている。なお、実際は各年度で行政需要は多い時もあれば少ない時もあるが、80億円規模の税収が見込める制度であれば、ある年度の執行残なども活用しながら安定的に継続して宿泊税による事業を進めていくことができると考えている。

また、田中委員ご指摘の観光客が増えて税収・行政需要も増えていくといった点はその通りではあるが、現在大阪府の宿泊施設の稼働率は80％近くあり、ほぼ満室という状況にある。そのため、観光客の増加に伴う宿泊税収の増加が今後も継続して続くというよりは、どこかのタイミングで鈍化するのではないかと思う。

資料５はR5年度の税収25.1億円をベースに税率や免税点を変更した場合のそれぞれの税収シミュレーションとなっているが、安定的に継続して宿泊税による事業を進めていくためには、この中から80億円の税収に近しい案を採用し、それをベースに制度設計を進めていくことになると考えている。

（田中委員）

税収シミュレーションにおいて、どの案を採用するかという点については、結局は免税点を引き下げないし廃止するかの判断により違ってくるだろう。

現時点の私の意見としては、免税点はそれがないと制度が立ち行かないというものでは決してないことから、理論上は廃止しても構わないと考えている。しかし、そうはいっても現行制度からのあまりに急激な変化は好ましくないことから、将来的に廃止に向かうとしても、もう一段階、間を置いたほうが良いと思う。ただし、免税点を7,000円から引き下げることによって宿泊事業者の方に、到底負担に耐え難い、あるいは課税の公平を大きく損なうような状況が生じかねないというようなことをしてでも免税点を下げろと言う気はない。しかし、基本的に多くの自治体、特に大都市はそうだと思うが、比較的免税点は設けずに、できるだけシンプルに、しいて言うと特別徴収義務者の徴税の便宜などを考慮する方に軸足を置いているような気がする。そのため、免税点を引き下げるという案は十分考慮に値するのではないかと私は思っている。

そういう意味では、基本的には免税点を5,000円に引き下げて、税率を若干上げる案が良く、私の現時点の案は、大阪府として本当に80億円規模の税収が必要ということであれば、近しい税収が見込まれる、資料５のシミュレーション③の案３となる。

もう一つ考えられることとして、免税点については触れずに、税率の変更のみをするというもの。その場合は、シミュレーション①の案4となるが、これは現行税率の3倍になる案。これは、机上のプランとしては簡単ではあるが、３倍という言葉の持つ意味は、普通の人の感覚からいうと、少し厳しいものがあるのではないか。もし、税率の変更のみということであれば、シミュレーション①の案4の税率３倍ではなく、それ以外のシミュレーション①の案３とか案２が穏当ではないかと私は考える。

（山口委員）

まず、清水先生が指摘された効果検証は、大阪府が平成20年に行政評価システムを見直し、目標管理型の事業評価に取り組んでいないため困難な部分がある。会長が述べられた通り、今からできることは限られているが、施策の柱に掲げた全体の成果の整理と、個別具体的な事業の効果検証を分けて説明を記載すれば、何を効果として捉えたかの位置づけが明確になるだろう。

　続いて制度案については、80億円の行政需要が妥当だとすれば、片岡委員の意見も踏まえて、シミュレーション④の案３を支持したい。理由は、担税力の判断基準を宿泊行為自体と位置づけて免税点は設定しない制度運用を前提にしつつも、課税対象者や特別徴収事務に対して実態に見合った配慮がなされていると捉えたためである。先ほど山田常任理事から、日々の生活の拠点として宿泊施設を利用する方々への配慮として、5,000円で30日宿泊した場合は家賃15万円の住居との比較が１つの考え方と示された。家賃を15万円支払えるならば、他の居住形態が選択肢になりえるとの考えで、免税点を5,000円とする合理的な理由になると判断した。

　さらに、課税免除制度について、万博終了後にも修学旅行生等を課税免除とすることに賛成だが、事業者の方々の意見のとおり、対象の明確化が必要である。教育旅行とは学校による集団的な取組とするなら、学校長と代理店の大きく２種類のルートから課税免除の申請なされるだろう。他府県で教育旅行に補助する制度があるので、その条件も参考にしてはどうか。そうして定義づけが行えれば、林間学校なども、修学旅行に準じる教育旅行として課税免除の対象にできるだろう。

なお、クラブやサークル活動にまで課税免除の対象を拡大するか否かという点については、以前の会議で積極的に検討をと発信していたものの、本日の事業者の方々からの意見も踏まえれば、安易な拡張は妥当ではなく、慎重に取り扱うべき課題だと考えを改めた。

（藤田委員）

前回の会議で、私からは事業者の負担への配慮を求めたが、徴税される方の負担も考慮が必要であると感じた。

また、本日の事業者の方々へのヒアリングを受けて、三者三様の部分もあり、改めて制度設計の難しさを感じている。また、山田常任理事からあった、中小規模の事業者のすべてがシステム導入できているわけではないというご意見は、商工会議所の会員事業者様からお聞きすることとも重なり、その点についても制度設計において考慮すべきであると思った。

免税点の引き下げについては、家賃と兼ね合いで、１泊5,000円の30日分で月15万円と考えると、15万円分の家賃は一般的な相場とかけ離れているという考え、また、資料6の最後ページに記載の簡易宿所の宿泊単価、ネットカフェ9時間利用価格の平均額、生活保護における住宅扶助などの数字も参考になった。

（中野委員）

旅行会社の立場で２点と、加えて税収シミュレーションについて意見を述べたいと思う。

１点目は資料３の宿泊税充当事業の方向性について、前回もお話させていただいたが、新規事業にある海外プロモーションやMICE誘致については、本当に我々業界としても待ち望んでいる、非常に期待しているところ。この部分に20億円というのは、非常に力強いと感じている。MICE誘致においては、様々な都市と競合する。その際に、相当な費用を各都市は投入しているし、開催が決まってからも様々なサポートが大事。とはいえ、まずは誘致を勝ち取るために施策を行っていただければと思っている。

２点目は資料6の修学旅行などの課税免除の部分。今は万博期間のみとなっているが、我々旅行業界としては、引き続き、修学旅行に対して手厚い対応をお願いできればと思う。欲を言えば、学生の旅行ならば全て課税免除とできればよいが、クラブの合宿や大会の宿泊などを対象に加えるとなるときりがなく、制度設計や現場が大変になるのではと思う。その点、修学旅行はわかりやすく、必ず旅行会社が入っており、他都市では既に修学旅行の証明書を提出する事例も生じているので、それを参考に免税制度を実現していただければと思う。大阪府が修学旅行に対して好意的な取組を行うということは、対外的なアピールにもなるのでぜひお願いしたいと思う。

少し話は逸れてしまうかもしれないが、我々旅行会社は修学旅行に力を入れてきたが、世の中の物価があまりにも急に高騰してしまい、採算が取れない事業になりつつある。特に、公立中学校・高校の修学旅行は、金額の上限が都道府県単位で決まっていることもあり、これまで通りにできない状態になっており、100円、200円のコストを下げることに旅行会社は取り組んでいる状況。今までは３食付いていたものを一部食事が付いていないものに変更したり、バス移動していたものを、それぞれ公共の交通機関を使って移動するといったように、様々な工夫をしながら修学旅行を扱っているのが現状だと思う。そのような中で、宿泊税が100円かからないだけでも、きっといろんな意味で事業者として助かる部分もあるし、お金を払う保護者の皆さんからしても、負担が軽くなると思う。

最後に、税収シミュレーションについて、これまでの意見としては免税点を5000円にしてはどうかとの意見がでているが、個人的な私の意見としては、日々の生活拠点として宿泊されているような皆さんへの配慮はあったうえで、免税点は撤廃することが公平なのではないかと思う。そうすることによって、税収の2％程度にすると、ある程度税収も増える。徴収コストがかかることも理解できるが、それを差し置いても、撤廃も一案なのではないかと、そうすると資料５のシミュレーション②の案２が、私としてはバランスの良い案なのではないかと考えている。

（清水委員）

税率について、公平になるよう適切な段階を設けてほしいとの意見が事業者の方からもあったと思う。しかし、例えば資料５の２ページ目の案３などは5000円の一番低いところから200円の宿泊税が課されることとなる。普通、100円から始めるほうが良いのではないかと思うのだが、階段が増えてしまうから200円から始まっているのか。この点の不公平感は解消されてないなと感じている。

（事務局）

資料５に記載している税収シミュレーションはあくまで制度を検討するベースを考えるうえでの一例をご理解いただきたい。当然、免税点を引き下げて、その部分の税率は100円とする制度も検討対象だと思っている。

確かに清水委員の意見にあるように、今まで免税点未満だった部分を、免税点を引き下げたうえで200円にすると、大幅な変更にはなる。一方で、段階的に100円、200円、300円、400円と階段の数を増やすほど複雑な制度になっていくという点も考慮が必要だと考えている。また、今回の制度改正で宿泊単価が安い人からの徴収のみを増やすのかというと、宿泊単価が高い人にはより負担をお願いできないかということで、資料5の3ページには、高価格帯の税率設定についてシミュレーションに加えている。ただ、高価格帯の宿泊客が多いわけではないため、税率を設定しても税収という意味では影響は低いものとなってしまう。ただ、平等性とか公平性などの意味からいけば、下を広げるのであれば上の設定も必要なのではないかと思っている。

（福島会長）

　資料６の３ページにある特別徴収事務に関する配慮について事務局から補足事項はあるか。

（事務局：税務局）

　免税点を7,000円から5,000円に引き下げた場合、新たに課税対象となる施設は特区民泊が多いと予想される。

　特区民泊については、零細事業者が多く、人手不足の中、宿泊税を我々に代わって徴収していただくことや、宿泊者への説明、申告書の作成など、徴税事務自体が大きな負担になりかねない。

　また、我々現場を指導する部署のこれまでの経験上、特区民泊については、得られる税収入よりも、我々の対応コストのほうが上回っている印象を受けている。

現在、職員7名で対応しているが、調査業務等が増加するため、体制強化が必要と考えている。体制強化がない場合、不正にしっかり対応することが困難になってしまうリスクがあるので、この視点についてもご議論いただきたいという思いが正直なところ。

（田中委員）

徴収における課税の公平性を担保する話と、個別の施設について税収よりも徴税コストが上回る、トータルマイナスになるという話を、同じ土俵で議論することは不適切だと考える。

趣旨は十分理解するが、例えば、特区民泊以外の施設、つまりそれ以外に普通に特別徴収義務を果たしている施設からすれば、なぜ特区民泊は別なんだ、公平性を欠いているということになりかねない。

公として、税務として、どのように課税の公平を担保するかというのは、そこはコストの感覚とは別に議論をするというのが本筋ではないか。民間であれば費用対効果で事業をやめる判断は正しいものであると思うが、徴税においては、個別の事例において税収より徴税コストが大きい場合であっても、そこからは税を取らないという選択肢はないはず。

（福島会長）

田中委員の意見の通りだと思う。一方で、免税点を引き下げるのであれば、徴税の体制整備のため、人員増は必要。この点は、私としては答申でも触れておきたいと思います。

（田中委員）

その部分は私も同意したい。

税務は非常に大事なものであることから、それに見合う体制・人員として欲しい。

（事務局：税務局）

田中委員のご指摘の通り、不公平があってはならないことは重々肝に銘じている。

最終取りまとめの中で、体制整備についてご配慮いただければ我々としてはありがたい。

（福島会長）

　その他、意見はあるか。

（藤田委員）

先日、商店街関係者から観光地におけるごみ問題の話をお聞きした。

一時期、商店街にごみの山が築かれるような事態が生じていたとのこと。スマートゴミ箱を導入され、対策に取り組まれているが、ゴミの処理代が月100万円近くかかるらしい。その費用については、地域の皆さんでお金を出し合い負担しているとのことであったが、税金と違い、地域の全事業者からお金を集めるということは商店街ではなかなか難しい。相当な金銭負担があり、不公平な状態なので、もうゴミ箱は置かない方が自分たちにとってはある意味楽じゃないかというような考え方もあるようである。

このゴミ問題を放置することは、過去の会議でも申し上げた、汚い観光地には行きたくないという考えにつながるので、地域としては取り組んでいかないといけないことだと思う。このようなゴミの問題など、事業者から提案のあった負の問題をなくす取組について、資料３記載の今後の行政需要の中にしっかりと入れ込むような形をお願いしたい。

（事務局）

今回、大阪商工会議所の会員企業や、様々な事業者からたくさん意見いただき感謝している。この中から、組み込めるものがあれば事業化を検討していきたいとは考えている。

（山口委員）

基金化については、条例もあるので、今すぐ実現が難しいことは理解した。

ただし、制度の安定的な運用の観点から、特に変化する環境への積極的な対応のための糊代が生まれることになるため、今後の実現に向けた準備を進めていただきたい。基金化は目的税という前提のもと、弾力的な運営をする余地を生み出すものであると捉えている。

行政需要を満たすことに加えて、以前から発言のとおり、公募型の事業展開の原資としても活用できうることから、将来的に基金化を目指していく方向に賛成したい。

（清水委員）

マーケティングという言葉があまり使われていない点が気になる。受入整備とプロモーションという言葉があげられがちだが、プロモーションはマーケティングの一部。新しいことに取り組む上では、マーケティングが不可欠のはず。

「大阪の観光振興にかかる施策の柱」の中にマーケティングというワードを入れていくと、もう少し新たな魅力とかを作り出せるのではないかと思う。プロモーションも分かるが、本来プロモーションってその前に何か企画することとか戦略があるはずなので、どちらかというとプロモーションよりマーケティングが先に来て、それに関するプロモーションになると考える。

（田中委員）

高額宿泊料に対する新たな税率については、設定した方がいいと思う。ある種のシンボルになると考える。そのうえで、税率の階段を１つにするか、２つにするかは検討されればと思う。

（山口委員）

各ホテルで単価が異なるため、結局階段を増やしても施設ごとに扱う範疇は自ずと一定の範囲に収まってくるだろう。例えば、軽自動車と普通車では税額が異なるものの、結局は所有者自身の車の税額や税率に関心が向けられるのと同じ構図ではないか。

しかし、今回の見直しで税率の階段を増やすと、制度としては多様化して複雑化すると受け止められるかもしれないが、前回の検討時からの動向を踏まえれば、高額単価の宿泊にも適格に対応した改正ではないか。田中委員のシンボル的な効果が出るという点に、私も同意する。

（福島会長）

皆さま、活発なご意見、議論をありがとうございます。

他にご意見ないようであれば、私の意見も織り交ぜつつ、本日の議論の結果をまとめさせていただきたいと思います。

・効果検証については、アンケート結果や公表されているデータなどを用いて宿泊税による事業

　の評価の追記を検討すること。

・今後の宿泊税充当事業については、本日の事業者からの意見を新規事業に反映すること。

また、行政需要は８０億円程度が必要であることは理解するが、納税者に対して、何のために

税を引き上げるのか、しっかりと理解を得られるような説明が必要。

そのためにも、「SDGｓ」など時流に即した視点を加えるとともに、インパクトのある記載と

なるよう工夫すること。

　あわせて、「大阪の観光振興にかかる施策の柱」にマーケティングの視点を加えるなど、見直しを検討すること。

・基金化については、安定的に継続して宿泊税による事業を実施できるよう、将来的な実現を

目指すこととする。

・宿泊税制度については、

　　－免税点は、租税理論でいくと不要であるが、大阪府内には日々の生活拠点として宿泊

施設を利用する方が存在し、必要最低限の日常生活費への課税について配慮を要する。

生活拠点として主に利用されている簡易宿所の平均宿泊単価は約4,200円であり、

免税点は5,000円程度に引下げることが妥当。

　　－税率は著しく過重とならないよう、最低税率は他の自治体と同程度とすべき。

その前提で、次回会議において事務局案を絞り込んで提示して欲しい。

　　－課税免除制度は、万博後も、修学旅行生を対象に実施すべき。一方、クラブ活動などへの

　　　対象範囲の拡大は、事業者などの意見も受け、見送ることとする。

以上のようなまとめの方向で宜しいでしょうか。（異議なし）

（福島会長）

　また、本日の３事業者からのヒアリングを受けて、改めての発言となるが、特別徴収義務者の徴税事務にかかるシステム改修費への支援策の検討と徴税事務の簡素化については、３事業者共通の要望であったと思うので、検討をお願いしておく。

　私としては、宿泊税制度については、議論は一定出尽くした感があると感じている。大阪府には、変化する観光需要に迅速に対応いただくためにも、宿泊税の在り方の結論を導いていく必要があると考える。

一方、この検討会議のもう一点の審議事項である、「外国人旅行者の増加に伴い発生する課題への対応およびその財源」については、現在海外事例調査中であり、結論を導くにはまだかなりの時間を要すると考える。

　そのため、宿泊税制度について、この検討会議の一次答申ということでまとめていきたいと考えるが、異議はないか。（異議なし）

（福島会長）

　では、次回会議に向けて、事務局にはこれまでの議論の結果を受けて、宿泊税に関するものとなる一次答申素案の作成をお願いする。

また、次回の会議の公開・非公開について、次回も引き続き、関係事業者のデータを多く扱う予定で、宿泊事業者にとって重大な事項であり、事業者の競争上の地位が正当な利益を害する可能性もあるため、次回の会議は非公開ということでさせていただこうと思うが、よいか。（異議なし）

　では、次回は非公開とさせていただく。

（事務局）

これをもって、第３回大阪府観光客受入環境整備の促進に関する検討会議を閉会する。